

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年4月2日
【会社名】	株式会社ユニバーサルエンターテインメント
【英訳名】	Universal Entertainment Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富士本 淳
【本店の所在の場所】	東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟
【電話番号】	03(5530)3055
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 麻野 憲志
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟
【電話番号】	03(5530)3055
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 麻野 憲志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年4月1日

(2) 当該事象の内容

Wynn Resorts, Limited (NASDAQ: WYNN、以下「ウィン・リゾート社」といいます。)と当社、当社子会社Aruze USA, Inc. (以下「Aruze USA社」といいます。)及び当社前会長岡田和生氏間で米国ネバダ州地方裁判所に係属中の訴訟に関して、当社及びAruze USA社はウィン・リゾート社との間で、平成30年3月8日、和解契約を締結し、当社グループは平成30年3月30日にウィン・リゾート社から和解金を受領いたしました。

これに伴い、有利子負債圧縮による金利負担軽減のため、当社が平成27年8月24日に発行した株式会社ユニバーサルエンターテインメント海外私募債(海外適格購入者(Qualified Purchaser)限定)(以下「第1回私募債」といいます。)並びに平成28年10月14日及び平成28年12月1日に発行した第2回:株式会社ユニバーサルエンターテインメント海外私募債(海外適格購入者(Qualified Purchaser)限定)(以下「第2回私募債」といい、第1回私募債とあわせて「本私募債」(本私募債につき元本化された金利を含みます。)といいます。)の買戻し及び期限前償還に関する要項に従い、本私募債の社債権者(以下「本社債権者」といいます。)に対して平成30年4月2日付で通知を行い、買戻しを選択する本社債権者から本私募債を買い戻す(以下「本社債権者の選択による買戻し」といいます。)こととなりました。また、平成30年4月1日付の当社取締役会において、本私募債の要項に従い、本社債権者が買戻しを選択しなかった本私募債の全部を期限前償還(以下「当社の選択による期限前償還」といいます。)することを決定いたしました。

本社債権者の選択による買戻しが行われる場合、平成30年5月11日に、本私募債の金額の100%で買戻される予定です。また、当社の選択による期限前償還が行われる場合、本私募債の金額の102%で期限前償還されることとなり、償還日は平成30年5月14日となる予定です。

(1) 当該事象の損益に与える影響額

現在精査中であり、実際の影響額が判明した場合には、速やかに開示いたします。

以 上